

意見募集要領

『東大和市第五次基本計画（案）』に対するパブリックコメントを実施します。

東大和市では、現在の総合計画の計画期間が令和3年度（2021年度）で終了することから、令和4年度（2022年度）を初年度とする「（仮称）東大和市新総合計画」を策定することとし、策定作業を進めています。

このたび、この（仮称）東大和市新総合計画における「第五次基本計画」（計画期間10年間）の案を策定しましたので、お知らせするとともに、皆様から広くご意見をいただくため、次の方法でパブリックコメントを実施します。

1 第五次基本計画策定の目的

第五次基本計画は、市の最上位計画である総合計画の一部を構成する計画で、計画期間は、令和4年度（2022年度）から令和13年度（2031年度）までの10年間です。

令和2年（2020年）12月に、市議会の議決を経て策定した第三次基本構想の「まちづくりの目標」（都市像及び基本目標）を実現するため、同構想の「まちづくりの基本施策」に基づいて施策を体系化し、施策ごとに成果指標や施策の展開方向などを定めています。

第三次基本構想では、目指す将来の都市像を「水と緑と笑顔が輝くまち 東大和」とし、少子高齢化と人口減少が進展する中であっても、市民の皆様がいいきと活動する、活力あるまちづくり、持続可能なまちづくりを進めることとしています。

これを受けて、第五次基本計画（案）では、従来の人口増加を前提とした考え方から転換し、少子高齢化と人口減少の進展に対応することを基本的な考え方としています。そして、少子高齢化等の進展に対応するために必要な施策を「重要施策」として設定しています。

（仮称）東大和市新総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層で構成し、市の最上位計画として位置付けます。

今回、この総合計画の中の基本計画について、案を策定しました。

□基本構想：構想期間20年間

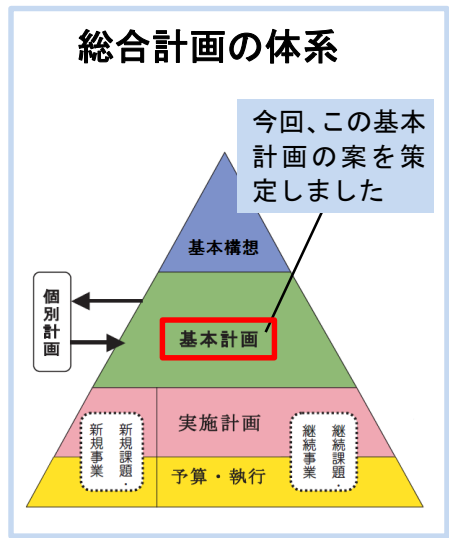
将来の東大和を展望したまちづくりの目標と、それを達成するための基本的な施策を明らかにしたものです。

□基本計画：計画期間10年間

基本構想を実現するために、長期施策を体系化・計画化したものです。

□実施計画：計画期間3年間

基本計画の実効性を確保するため、施策の内容・事業量等を具体化したものです。



2 第五次基本計画策定の基本的な考え方

第五次基本計画（案）については、市民の皆様のご意見を参考とさせていただきながら、市長の諮問機関である東大和市総合計画審議会での審議を経て、策定しました。東大和市総合計画審議会は、学識経験者8人と公募市民7人の合計15人で構成されています。

第五次基本計画（案）の策定に当たり、社会・経済情勢の分析、市の財政状況の現状と見通し、現行の第四次基本計画の達成状況の確認などにより、計画の背景を整理しました。

第五次基本計画（案）では、この計画の背景として整理した事項を踏まえ、まちづくりの主要課題を4つの課題に整理しました。いずれも、少子高齢化と人口減少の進展に対応するための課題が挙げられています。そして、この主要課題に対応するために必要な施策を、重要施策として設定しています。

まちづくりの主要課題と重要施策		
まちづくりの主要課題	対応	重要施策
1 子ども・子育て支援	→	子ども・子育て支援施策の推進
2 健康づくり・いきがいきづくりへの支援	→	健康・高齢者施策の推進
3 都市としての価値の向上	→	都市の価値を高める施策の推進
4 行財政運営基盤の確立	→	持続可能な行財政運営等の推進

なお、第五次基本計画（案）の策定に当たり、参考とさせていただいた市民の皆様のご意見は、以下のとおりです。

- (1) 市民意識調査（令和元年（2019年）年6～7月実施）
無作為抽出の市民3,000人を対象に、市の将来のまちづくりについての考えを尋ねるアンケート調査を実施しました。
- (2) 市民ワークショップ（令和2年（2020年）10～11月に計2回開催）
無作為抽出の市民の中から17人の方に参加していただき、「市が優先的に推進すべき施策」などについて話し合いを行いました。
- (3) 企業・各種団体アンケート調査（令和3年（2021年）1～2月実施）
市の施策と密接な関わりのある企業や各種団体が考えるまちづくりの課題などについて尋ねるアンケート調査を実施しました。

3 第五次基本計画（案）の内容及び説明資料 ※別添

(1) 東大和市第五次基本計画（案）

※東大和市第五次基本計画は、東大和市第三次基本構想（令和2年12月策定済み）と併せて新総合計画の冊子として発行するため、その形式でお示ししています。東大和市第三次基本構想は、本件パブリックコメントの対象ではありません。

(2) 東大和市第五次基本計画（案）についての説明資料

4 ご意見を提出できる方

(1) 市内在住の個人

(2) 市内に事業所等を有する個人

(3) 市内に事業所等を有する法人等

(4) 市内在勤の個人

(5) 市内在学の個人

(6) 当該施策に利害関係があると認められる個人

(7) 当該施策に利害関係があると認められる法人等

5 ご意見の提出期間

令和3年9月6日（月）から令和3年10月5日（火）まで（必着）

※期間終了後に提出されたご意見については、パブリックコメントへのご意見としてお受けできませんので予めご了承ください。

6 資料の閲覧方法

(1) 東大和市公式ホームページ

(2) 文書閲覧 企画財政部企画課（東大和市役所4階3番窓口）

※企画課での文書の閲覧は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、平日の午前8時30分から午後5時15分まで

7 ご意見の提出先、方法及び提出様式

(1) 提出先

企画財政部企画課（東大和市役所4階3番窓口）

(2) 提出方法

次のいずれかの方法により、提出してください。

・書面の持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く、平日の午前8時30分から午後5時15分まで）

・郵送 〒207-8585 東大和市中央3-930 東大和市 企画課宛て

・FAX 042-563-5932

・電子メール kikaku@city.higashiyamato.lg.jp

(3) 提出様式等

様式は自由です。別紙に意見書の参考様式を用意しております。

なお、提出の際には次に掲げる事項を明記してください。

- ア 市内在住の個人 住所及び氏名
- イ 市内に事業所等を有する個人 事業所等の名称、所在地及び氏名
- ウ 市内に事業所等を有する法人等 事業所等の名称、所在地及び代表者氏名
- エ 市内在勤の個人 勤務する事業所等の名称、所在地及び氏名
- オ 市内在学の個人 在学する学校の名称、所在地及び氏名
- カ 当該施策に利害関係があると認められる個人 利害関係を有することが明らかにできる事項、住所及び氏名
- キ 当該施策に利害関係があると認められる法人等 利害関係を有することが明らかにできる事項、事業所等の名称、所在地及び代表者氏名

8 提出されたご意見等を公表する時期

提出されたご意見の概要やご意見に対する市の考え方等は、令和4年1月末までに東大和市公式ホームページで公表する予定です。なお、公表に当たっては、住所、氏名等の個人情報を除きます。

9 注意事項

電話及び窓口での口頭によるご意見、上記7の(3)提出様式等に掲げる事項の明記がないご意見はお受けできません。また、ご意見をいただいた方への個別の回答は行いませんので、あらかじめご承知おきください。